

⑮道路改良工事に伴う交通規制のお知らせ

道路改良工事に伴い、交通規制を行います。付近にお住まいの方、通行される方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

予定工期 10月27日(水)～平成23年3月15日(火) 午前8時30分～午後5時

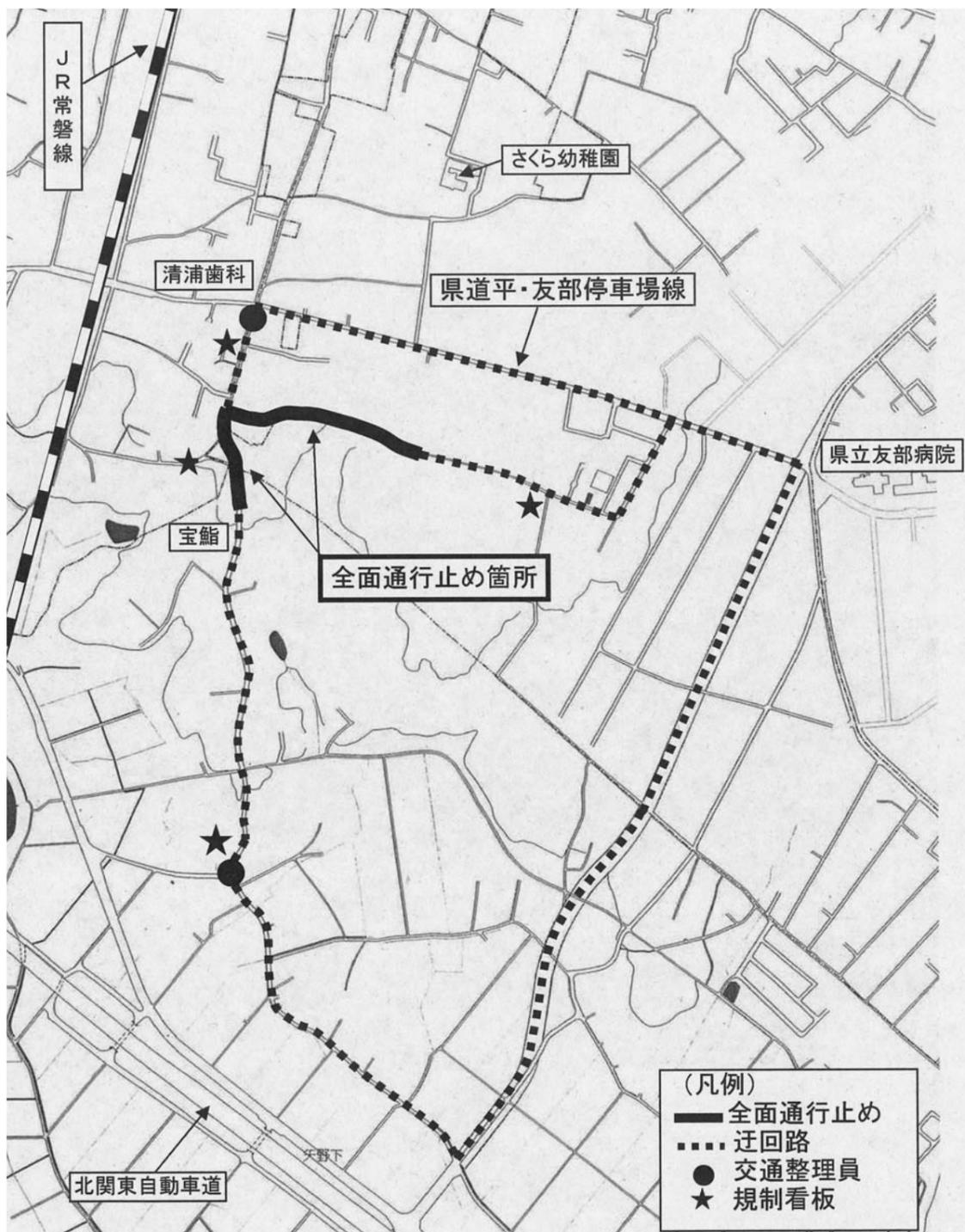
場所 市道(友)1級14号線・市道(友)3181号線(平町地内)

県道平・友部停車場線点滅信号を南に200m先(工事延長L=390.0m)

規制内容 全面通行止め(夜間開放)

※工事期間は、工事の準備期間などにより変更が生じることがあります。

問 道路整備課(内線501・502)



⑥11月は児童虐待防止推進月間です (見すごすな 幼い子どもの SOS)

全国的に児童虐待の相談件数が増加しており、子どもの命が奪われる重大な事件が後を絶たない状況です。児童虐待はテレビや新聞で見聞きする特別な事件に思われるかもしれませんが、「育児に不安がある」、「夫が育児に協力してくれない」など、親が抱える問題が背景にあり、どの家庭にも起こりうることだと言われています。

子育てに悩みや不安を感じたら、ひとりで抱え込まず、各保健センター保健師や各保育所保育士、家庭児童相談員や母子自立支援員に相談しましょう。

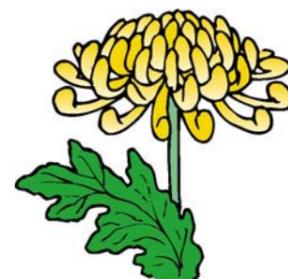
また、「虐待かな?」と思われる子どもや家庭を知った人は、次のいずれかに

- ・笠間警察署 生活安全課 TEL 0296-73-0110
- ・児童相談所全国共通ダイヤル TEL 0570-064-000
- ・茨城虐待ホットライン(24時間対応) TEL 0293-22-0293
- ・茨城県福祉相談センター 中央児童相談所 TEL 029-221-4992
- ・笠間市福祉事務所(子ども福祉課) TEL 0296-77-1101(内線162)
- ・笠間市家庭児童相談室 TEL 0296-70-5411

ご連絡ください。

「虐待」と確証できないときでも、まず一度ご相談(連絡、通報)ください。相談をされた方の秘密は守ります。

たとえ調査の結果、虐待でないことがわかって、そのことで責任を問われることはありません。



⑦11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です

厚生労働省では、長時間労働の抑制等の労働時間適正化を図るため、11月1日(月)～11月30日(火)までを「労働時間適正化キャンペーン」期間とし、労使をはじめとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組みを促進することとしています。

また、長時間労働などのご相談に応じるため、全国一斉「労働時間相談ダイヤル」を実施します。

日時 11月6日(土) 午前9時～午後5時
相談ダイヤル 0120-794-713
(なくしましょう、長い残業)

問 茨城労働局 監督課 TEL 029-224-6214

⑧歯の何でも電話相談を開催

歯科医師による「歯の何でも電話相談」を開設します。治療内容や治療費、歯の健康など、歯についての悩みや質問を受け付けます。お気軽にお電話ください。歯科医師がご相談に応じます。

日時 11月7日(日) 午後1時～4時
相談料 無料
受付電話番号 029-823-7930
029-835-0737

問 茨城県保険医協会 TEL 029-823-7930

⑨「女性の人権ホットライン」のお知らせ

「女性の人権ホットライン」は、悩みをもった女性が気軽に相談できる専用の電話相談窓口です。

職場における男女差別やセクハラ、夫やパートナーからの暴力、ストーカー行為など女性に対するあらゆる人権侵害について相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間
期間 11月15日(月)～21日(日)
時間 午前8時30分～午後7時
(土・日は午前10時～午後5時)

電話 0570-070-810
(全国共通ナビダイヤル)

相談員 人権擁護委員・法務局職員
問 水戸地方法務局人権擁護課
TEL 029-227-9919